

1 盛岡市観光文化交流センター管理員等業務

(1) 管理員業務（施設についての全体的な管理業務をいう。）は、概ね次に掲げる事項とする。

- ア 管理時間は、原則として7時から23時までとして、毎月第二火曜日及び12月29日から1月1日を除く毎日とし、勤務場所は概ね管理員室とする。
- イ 外来者及び施設付近居住者の応対並びに拾得物の保管
- ウ 施設内外の巡回、点検及び設備等の点検
- エ 照明の点灯及び消灯並びに管球類等の点検
- オ 諸設備の運転及び動作状況の点検
- カ 各種警報装置の点検
- キ 諸設備の保守点検時の立会
- ク 緊急時における関係者への通報及び連絡
- ケ 日誌の記録
- コ 防火管理補助、防災設備点検
- サ 電気・水道のメーター検針
- シ 専有部分及び共有部分に係る鍵の保管、貸出、開錠及び施錠

(2) 駐車場業務（地下駐車場利用者の安全確保業務をいう。）は、概ね次に掲げる事項とし、業務の実施においては安全に十分注意すること。

- ア 管理時間は、7時から23時とする。勤務場所は駐車場管理室とする。
- イ 入場車両及び退場車両の誘導
- ウ 歩行者の誘導及び安全確保
- エ 異常発生時における通報、連絡及び指示
- オ その他監視業務

(3) 緑地管理業務（植栽及び屋上庭園の維持管理をいう。）は、概ね次に掲げる事項とし、出入口の施錠について十分注意すること。

- ア 除草、植え替え及び水遣り
- イ 植木の剪定
- ウ 冬季間における養生
- エ プランターの保守点検
- オ 屋上庭園の清掃及び散水

(4) 広場管理業務

- ア 階段広場、協定空地及びその他の空地の保守管理
- イ 階段広場における年4回程度のイベント企画及び階段広場、協定空地利用団体に係る支援及び利用指導監督
- ウ 冬季間における除雪等利用者の安全確保

2 盛岡市観光文化交流センター舞台技術アドバイザー派遣業務

(1) 舞台技術アドバイザー業務内容

舞台技術アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）業務内容は次に掲げるとおりとする。

- ア 盛岡市観光文化交流センター（以下「施設」という。）職員に対する舞台装置操作技術、舞台照明技術、舞台音響技術及びこれらに係る総合的技術（以下「舞台技術等」という。）の指導に関する事。
- イ 施設のボランティア技師に対する舞台技術等の指導及びボランティア技師の養成に関する事。
- ウ 施設の舞台装置、舞台照明、舞台音響等の舞台特殊設備及び施設備品の管理指導に関する事。
- エ その他施設の舞台に関する事業全般に関する指導助言に関する事。

(2) アドバイザー及び代行員

アドバイザー及びアドバイザーが事故等その他やむを得ない事由により派遣が不可能な場合において、アドバイザーに代わって業務を代行する者（以下「代行員」という。）は、次に掲げる要件を満たす技術者とする。

- ア 舞台技術等に関して相当程度の知識を有する者である事。
- イ 舞台装置、舞台照明及び舞台音響の内2つ以上の技術者として5年以上の実務経験を有する者である事。
- ウ 舞台技術等について、経験のない者に対する指導経験がある事。
- エ アドバイザー及び代行員の選任に当たっては、委託者の同意を得る事とする。

(3) 派遣日数

アドバイザー及び代行員の派遣条件は、概ね次に掲げるとおりとする。

- ア 1月当たりの派遣日数は、4日程度とする。
- イ 契約期間内の総派遣日数は、50日を超えない事とする。
- ウ 契約期間内において50日を超えての派遣があった場合は、50日を超えた日数に係る経費は、委託者の負担とする。
- エ 上記ウにおいて、委託者の負担する経費の額は別途協議のうえ決定することとする。